

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

豊川市工事請負契約約款第11条第2項における現場代理人の常駐義務について、豊川市が特に認める場合に限り、現場代理人の他工事との兼務を一部認めることとし、常駐義務の例外を認める規定を豊川市公共工事契約約款第11条第3項に設けています。

下記の条件をすべて満たすものについて、2件の工事まで現場代理人の兼務を認めることとします。現場代理人を兼務する場合は、必ず下記の手続きに沿ってください。

なお、手続きに虚偽があった場合、兼務により現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映を行うとともに、契約解除や指名停止措置等の必要措置を行うことがありますのでご注意ください。

### 記

#### 1. 現場代理人の兼務を認める条件

(豊川市公共工事請負契約約款第11条第3項に該当する条件)

- (1) 次の項目の中から1つと請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事は、8,000万円未満（以下同じ））の建設工事を1つまで現場代理人の兼務ができるものとする。
  - ア 当該請負代金額が、4,000万円未満の建設工事
  - イ 建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）
- (2) 請負代金額が4,000万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、請負代金額が4,000万円を越えた時点で、現場代理人の兼務を認めない。
- (3) 兼務する場合には、現場に常駐する者の中からそれぞれ別の連絡員（下請けの者も可）を定め、監督員との連絡に支障をきたさないこと。
- (4) 豊川市工事成績評定における成績不良業者の入札参加制限に関する要綱第4条の付加点数の期間内においては、その工事の現場代理人等であった者の兼務は認めない。ただし、(1)アの金額が500万円未満の場合は、付加の点数の期間中であっても兼務を認める。

- (5) 兼任するそれぞれの工事の監督職員に工程表等を提示したうえで互いの工事の工程管理、安全管理、労務管理等に影響しないとして兼任可能と認められた工事であること。
- (6) 入札公告、指名通知又は特記仕様書に現場代理人の兼任ができない旨の記載がある工事でないこと。

## 2. 手続きについて

契約後、工程表及び現場代理人届と同時に、「現場代理人兼務届」（別紙様式）に所定の事項を記入し各工事の担当課に提出してください。また、その際、記載する工事が当初と金額や工期が変更となっている場合がありますのでご注意ください。

## 3. 現場代理人を兼任する場合の留意事項

- (1) 現場代理人は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。
  - ア 市又は当該工事施工関係機関との協議・打合せ等
  - イ 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合
  - ウ 法定休暇、労使協定又は、就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合
  - エ 技術者としての国家資格更新等の講習会、研修を受講する場合
  - オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合
  - カ 兼任する工事現場間を移動中の場合
  - キ その他、監督職員の承認を受けた場合
- (2) 兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼任する全ての現場に日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、その記録をすること。
- (3) 兼任配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼任配置の解除を命じることができる。この場合、請負者は常駐できる別の現場代理人を速やかに設置する

こととし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。

ア 事故、苦情等が発生し、市が施工管理体制の不備による原因と判断したとき。

イ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったと判明したとき。

ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場に日に1回以上出向いていないと判明したとき。